令和５年４月５日

保護者　様

三島市教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和５年２月 10 日発表の国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定を受けた文部科学省の通知が令和５年３月 17 日に出されました。

このことに伴い、三島市では、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について、下記のとおりとしますので、ご承知ください。

なお、新型コロナウイルス感染症が、令和５年５月８日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の５類感染症に位置付けられることから、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直される見込みですが、それまではこのお知らせによる対応となりますので、ご協力をお願いします。

記

１　マスク着用の考え方の見直しについて（新学期から変更）

- **児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。**
- **感染不安によりマスクの着用を希望する児童生徒には、適切に配慮していきます。**
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すこともありますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることはありません。

※国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定では、学校に限らず社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされていますので、ご承知置きください。

２　学校の新型コロナウイルス感染症対策について（これまでとの変更なし）

学校では、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられ、新たな指針が出るまでは、これまで行ってきている「３つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」等、基本的な感染対策は継続していきます。

(1) 児童生徒の登校について

・児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養させてください。この場合、「欠席」とせずに「出席停止」として記録します。

・児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症検査キットでの確認、適切な医療機関の受診をお願いします。

・児童生徒または同居の家族等の新型コロナウイルス感染症に係る検査で陽性が判明した場合には、学校に必ず連絡してください。学校の電話受付時間以外に、児童生徒または同居の家族等の感染が確認された場合、健康観察アプリ「リーバー」への入力をお願いします。その後、学校の電話受付時間に連絡をしてください。

※陽性者の療養期間・濃厚接触者の自宅待機期間に変更はありません。

(2) 健康観察について

・毎朝（登校前)、児童生徒の検温、健康観察をして、健康観察アプリ「リーバー」へ入力してください。

※児童生徒の健康状態を確認していただくことが学校での感染を防ぐことにつながりますので、ご協力をお願いします。

３　ご家庭での感染症対策等のお願い

・基本的な感染防止対策（「３つの密（密閉・密集・密接)」を避ける、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」等）の継続をお願いします。

・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導してください。

・感染者・濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであること、また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう児童生徒と話し合っていただくようお願いします。

＜咳エチケットについて＞

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

担　　当　学校教育課指導係
電話番号　９８３－２６７１